



平成 27 年 4 月 23 日

各 位

会社名	株式会社コジマ	
代表者名	代表取締役会長兼社長	木村 一義
(コード番号	7513 東証第一部)	
問合せ先	取締役執行役員経営企画本部長	
		荒川 忠士
	TEL 03-6907-3114	
当社の親会社	株式会社ビックカメラ	
代表者名	代表取締役社長	宮嶋 宏幸
(コード番号	3048 東証第一部)	

「内部統制システムに関する基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムに関する基本方針」の改定について決議いたしましたので、添付のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

なお、今回の改定は、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年法務省令第 6 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されることを踏まえ行うものであります。

以上

内部統制システムに関する基本方針

- (1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任（及び企業倫理）を果たすため、コンプライアンス憲章（平成 15 年 10 月制定、平成 27 年 4 月改定）を全役職員に周知徹底させる。
 - ② 取締役会の諮問機関として、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題について必要な検討を実施する。
 - ③ 役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合、コンプライアンス委員会事務局に速やかに報告・通報するよう、周知徹底する。コンプライアンス事務局への報告・通報内容は執行役員会に報告する。
 - ④ 内部監査部は、内部統制の有効性と業務執行の状況につき、全部門を対象に業務監査を実施し、適宜、監査結果を代表取締役社長及び監査役会に報告する。
 - ⑤ 役職員に対し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配布等を行うこと等により、役職員に対し、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
 - ⑥ 役職員は、適正に業務を遂行しているかどうかを自主チェックするとともに、他の役職員の業務遂行を常時監督する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役の職務執行にかかる情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 各本部は、それぞれの本部内に関するリスクの管理を行う。各本部長は、定期的なリスク管理の状況を取締役会に報告する。
 - ② 不測の事態が発生したときは、代表取締役を長とする緊急時対策本部を設置し、迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
 - ③ 反社会的勢力との関係を遮断し、毅然とした態度で組織的に対応する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 中期経営計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化するとともに、取締役ごとに業務目標を明確にする。
 - ② 意思決定プロセスの簡素化等により意思決定の迅速化を図るとともに、重要な事項については執行役員会を設置して合議制により慎重な意思決定を行う。
 - ③ 電子稟議等の IT システムを活用することにより、業務の効率化及び他の役職員との情報共有並びに意思連絡の迅速化・簡素化を図る。

- (5) 業務の適正を確保するための体制
- ① コンプライアンス憲章に従い、コンプライアンス体制の構築に努める。
 - ② (株)ビックカメラとの合同会議等において、業務の状況を定期的に報告する。
 - ③ リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき職員（以下、「監査役補助者」という。）を置くことを求めた場合における当該監査役補助者に関する事項
監査役がその職務を補助するため、監査役室にその職務を遂行に足る適切な人材を配置することができる。
- (7) 監査役補助者の取締役からの独立性及び指示の実効性に関する事項
当該監査役補助者の取締役からの独立性及び指示の実効性を確保するために、当該監査役補助者の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得る。
- (8) 役職員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 役職員が監査役に報告すべき事項を次のように定める。
 - イ. 会社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項
 - ロ. 毎月の経営状況として重要な事項
 - ハ. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ニ. 重大な法令・定款違反
 - ホ. その他コンプライアンス上重要な事項
- ② 監査役は、取締役会その他会社で行われる重要な会議に出席し発言することができるとともに、必要に応じて、役職員に対して報告を求めることができる。
- ③ 各部門を統括する取締役は、監査役会と協議の上、定期的または不定期に、担当する部門のリスク管理体制について報告する。
- ④ 監査役へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として人事上の不利な取扱いを受けないよう、その処遇については監査役会の同意を得ることとする。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
 - ② 監査役会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催する。
 - ③ 監査役会は、内部監査部と連携して情報交換を行い、効果的な監査業務の遂行を図る。
 - ④ 監査役がその職務の執行について生ずる弁護士、公認会計士等に対する費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役がその職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。

附則

平成27年5月1日改定